

## 入札説明書

### 1 発注業務の概要

業務名	平成25年度市行造林保育事業除伐・枝打ち作業（上萩山）
業務場所	鳥取県日野郡日南町上萩山486番51及び486番52
業務内容	市行造林地内において、林内歩行及び造林木の成育の支障となる灌木、広葉樹等を除伐し、並びに造林木の枝打ちを行う。 ※詳細については、別紙仕様書のとおり

### 2 入札参加資格者

入札参加資格者は、次の表の左欄に掲げる項目について、同表の右欄に定める条件を満たす法人とする。

業務実績	平成15年度以降において、森林施業を実施した実績があること。
配置技術者	次の各号のいずれかに該当する者であって、入札者と直接的かつ継続的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係があるものをいう。）にあるもの（その役員を含む。）を、本件業務の現場代理人又は専門技術者として、その履行期間中配置することができること。 （1）技術士（森林部門について、技術士法（昭和58年法律第25号）第6条に規定する技術士試験の第2次試験に合格し、技術士登録簿に登録された者をいう。） （2）林業普及指導員（森林法（昭和26年法律第249号）第187条第1項に規定する林業普及指導員をいう。） （3）林業技士（一般社団法人日本森林技術協会の実施する林業技士養成研修のうち林業経営部門又は林業機械部門の研修を受講し、かつ、同協会理事長の定める林業技士登録者名簿に登録された者をいう。） （4）基幹林業作業士、基幹技能作業士又は林業作業士として、林業労働力確保支援センター（林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第11条第1項の林業労働力確保支援センターをいう。）又は鳥取県の認定を受けた者 （5）前各号に掲げる者のほか、専門的な指導監督を含む森林整備事業等の実務経験が年間150日以上かつ10年以上に達する者
住所要件	平成25年8月26日現在で、米子市又は境港市、西伯郡若しくは日野郡内に本店があること。
指名停止	米子市の競争入札における指名停止措置を受けていないこと。
経営状況	破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立

	て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
その他	<p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により入札参加資格を有しない者でないこと。</p> <p>(2) 次に掲げる税金の滞納がないこと。</p> <p>ア 米子市税</p> <p>イ 消費税及び地方消費税</p> <p>(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。</p>

### 3 本件入札に対する質問及び回答

質問先	<p>米子市総務部入札契約課</p> <p>ファクシミリ 0859-23-5368</p> <p>※ 質問事項を記載した書面(別記様式5号)をファクシミリで送付のこと。</p>
受付期間	平成25年8月26日（月）から同年9月6日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで
回答方法	米子市ホームページに順次掲載。なお、質問がなかった場合には、掲載はしない。

### 4 入札参加申込の期限等

申込期限	平成25年9月6日（金）午後5時
申込場所	〒683-8686 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地 米子市総務部入札契約課 電話 0859-23-5365
提出書類	<p>次の書類を、記載要領に基づき各1部を提出のこと。</p> <p>(1) 入札参加申込書（様式第1号）</p> <p>(2) 次に掲げる税金の滞納がないことを証する書面。ただし、米子市の入札参加資格有資格者として登録されている場合にあつては、当該書類の添付を省略することができる。</p> <p>ア 米子市税</p> <p>イ 消費税及び地方消費税</p> <p>(3) 業務実績調書（様式第2号）</p> <p>(4) 配置技術者調書（様式第3号）</p> <p>(5) 役員等調書兼照会承諾書（様式第4号）</p>

	<p>ただし、平成25年度に米子市に当該書類を提出している者は、重ねて提出することを要しない。</p> <p>※ 提出書類様式電子データ（ワード形式）の希望者は、総務部入札契約課（keiyaku@city.yonago.lg.jp）まで、電子メールにて、件名を明記の上、「提出書類様式希望」と送信のこと。</p>
--	--

## 5 入札日等

入札日	平成25年9月13日（金）午後1時30分
入札場所	鳥取県米子市加茂町一丁目1番地 米子市役所本庁舎第202会議室
入札保証金	免除
入札書等の書式	<p>入札書、委任状及び辞退届の書式は、米子市ホームページ掲載の「委託」分を使用のこと。</p> <p>※ 代理人による入札をしようとするときは、必ず委任状（受任者の意思が明確であるものに限る。）を提出のこと。</p>
その他	<p>(1) 入札は、落札者が決定されるまで最高3回まで行う。</p> <p>(2) 入札者が1者であっても、入札は執行するものとする。</p> <p>(3) 郵送又は電送による入札は、認めない。</p> <p>(4) 落札者となるべき入札者が2人以上いる場合は、地方自治法施行令第167条の9の規定に基づき、くじによって落札者を決定する。この場合において、くじを辞退することはできない。</p> <p>(5) 入札に参加する資格のない者の入札及び他の入札者の代理を兼ねた者の入札は無効とする。</p>

## 6 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、米子市総務部入札契約課（電話0859-23-5365・ファクシミリ0859-23-5368）とする。
- (2) 提出された資料は、返却しないものとする。なお、提出された資料は、提出した者に無断で入札事務以外の用途には使用しない。
- (3) 入札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があると認められたときは、入札の執行を中止することがある。
- (4) 本入札説明書に記載のない手続きについては、地方自治法施行令、米子市契約規則（平成17年米子市規則第43号）及び米子市会計規則（平成17年米子市規則第44号）に定める規定に基づき執行する。

様式第 1 号

## 入札参加申込書

平成 年 月 日

米子市長 野 坂 康 夫 様

私は、平成 2 5 年 9 月 1 3 日に実施される平成 2 5 年度市行造林保育事業  
除伐・枝打ち作業（上萩山）に係る条件付一般競争入札への参加を申し込み  
ます。

住 所

商号又は名称

代表者の職・氏名

⑩

担当者名・電話番号

---

## 業務実績調書

入札参加申込者 \_\_\_\_\_

### 1 業務実績

平成15年度以降において、森林施業を実施した実績は次のとおりです。

業務名	
発注機関名	
履行場所	
履行期間	
契約金額	
業務の内容	
業務確認資料	別添契約書の写しのとおり

- ※ 鳥取県内での実績を優先して記入のこと。なお、その際に発注機関として、米子市、鳥取県、国、その他の公共団体、民間の順で優先すること。
- ※ 契約金額は、千円単位とし、百円単位は四捨五入して記入のこと。
- ※ 業務の内容は、対象面積も含めてできるだけ具体的に記入すること。

## 配置技術者調書

入札参加申込者 \_\_\_\_\_

入札参加資格条件を満たす配置予定技術者は、次のとおりです。

区分	現場代理人・専門技術者 ※いずれかに○
氏名	
生年月日	昭和・平成 年 月 日
該当要件	※いずれかに○ ・技術士 ・林業普及指導員 ・林業技士 ・基幹林業作業士、基幹技能作業士又は林業作業士 ・専門的な指導監督を含めた森林整備事業等の実務経験が年間150日以上かつ10年以上に達する者
要件確認資料	別添資格証等（写）のとおりに

## 役員等調書兼照会承諾書

平成 年 月 日

米子市長 野坂 康夫 様

所在地

商号又は名称

職・氏名

㊞

次の役員等調書の記載事項については、事実と相違ないことを誓約するとともに、この調書に記載した者について、米子市の行政事務からの暴力団等の排除を目的として鳥取県米子警察署に照会することを承諾します。

役職等	氏名	ふりがな	生年月日	性別

### 【注意事項】

- 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び監査役並びに米子市所在の営業所等の長が役員でない場合にはその長、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者・理事等、個人事業者にあっては当該個人）の氏名、生年月日等を記載してください。
- 提出に当たっては、氏名、生年月日等の個人情報、暴力団、暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有する者ではないことの確認のために提供され、及び利用されることについて、当該名簿に記載されている方の同意を取ってください。
- この名簿は、2の確認のために使用し、それ以外の目的には使用しません。

様式第5号

## 質 問 書

平成25年 月 日

米子市長 野 坂 康 夫 様

住 所  
商号及び名称  
代表者職氏名 \_\_\_\_\_ (印)

担 当 者 名 \_\_\_\_\_  
電 話 番 号 \_\_\_\_\_  
F A X 番 号 \_\_\_\_\_

このことについて、次のとおり質問します。

業務名 平成25年度市行造林保育事業除伐・枝打ち作業（上萩山）

番号	質問内容



## 除伐・枝打ち作業仕様書

○業務名：平成25年度市行造林保育事業除伐・枝打ち作業（上萩山）

○場所：鳥取県日野郡日南町上萩山 486番51及び486番52

○業務量： 除伐 9.00ha 枝打ち 9.00ha

1. 作業に当たる際には、安全に十分な配慮をすること。
2. 実施区域の確認を施工前におこなうこと。
3. 除伐
  - (1) 林内歩行及び造林木の成育に支障となる広葉樹、灌木類を伐採するものとする。ただし、雪崩のおそれのある箇所では、直径3cm以上の雑木に限って地上60cm～1mに伐採するものとする。
  - (2) 伐倒木については、かかり木のまま放置することなく、地面に引き落とした後、必要に応じて樹幹が地面に付く程度まで枝払・玉切を行うこと。
  - (3) 伐倒木の溪床部への落とし込み・堆積を禁止するとともに、枝払・玉切を行った伐倒木は地形等を勘案の上、溪床から斜距離でおおむね10m以上離して集積し、転落又は流出しないよう、根株等の利用により等高線上に固定すること。また、溪床から斜距離でおおむね10mの範囲内を除いては、後続作業及び林内歩行の支障とならない箇所に、樹幹が地面に付き容易に転落しないよう、必要に応じて枝払・玉切・固定を行うこと。
  - (4) 造林地の中で、天然生の有用木がある時は、すべて造林木と同様に取り扱うこと。
4. 枝打ち
  - (1) 枝の切断については、樹幹に沿って平滑に切断するものとし、残枝長を樹幹（枝座がある場合は枝座）から5mm以下としなければならない。
  - (2) 樹幹に枝座（枝隆）がある場合、枝座（枝隆）を切り落とさないものとする。
  - (3) 枝打ちの施工に当たり、樹幹の形成層を損傷しないように留意し、葉量が多く、作業途中で裂ける恐れのある枝は、途中で切断した後、さらに仕上げ切断する等の方法によらなければならない。
  - (4) 枝打ち高は、地面から、おおむね3.0mをめやすに打つこと。

5. 概ね1haあたり1箇所で作業前・作業後の記録写真を撮影すること。また、施行地ごとに作業中の記録写真を撮影すること。

6. 業務完了後は、完了通知書により速やかに通知し、監督員の確認を受けるものとする。また、完了通知書には次の書類を添付して提出するものとする。

(1) 記録写真

(2) 仕様書、指示書又は日報の写し、雇用契約書の写しその他現場作業員の管理又は監督をしていたことを証する書類

(3) 社会保険等の加入実態状況調査表（別記様式第1号）

7. その他この業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議するものとする。

別記様式第1号

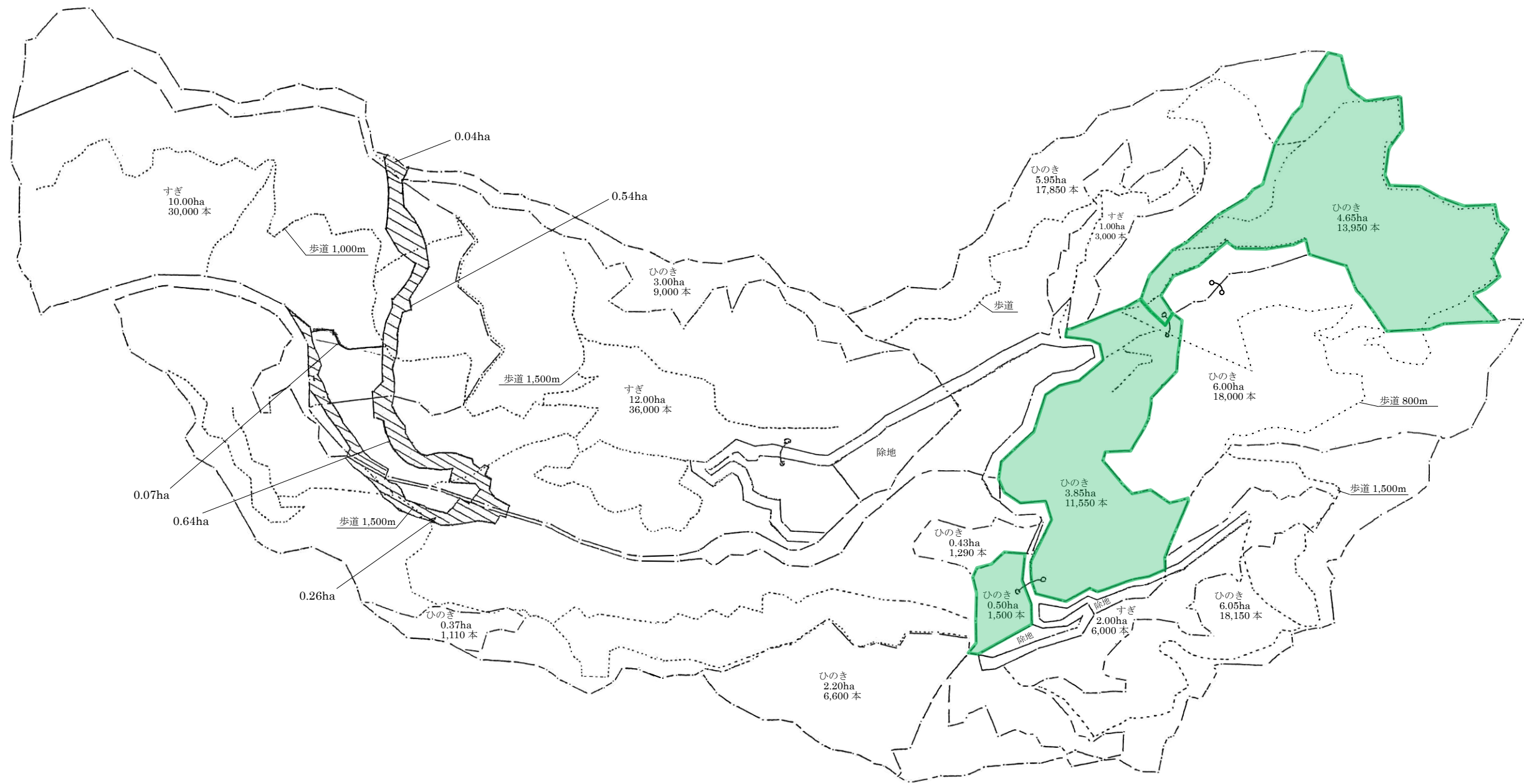
## 社会保険等の加入実態状況調査表

作業班名		加入の有無					備考
作業人名	雇用形態	労災保険	雇用保険	健康保険	厚生年金保険	退職金共済 〔林退共〕 〔中退共〕 〔建退共〕	

※ 作業者ごとに、加入している保険等の欄に、○印を記載すること。

※ 「雇用形態」には、常時雇用・臨時雇用・再雇用等の別を記載すること。

# 平成 25 年度 市行造林保育事業除伐・枝打ち作業施業図



凡 例	
■	除伐・枝打ち作業 9.00ha ヒノキ(平成 4 年度植栽) 打上高 0~3m

計	除伐 9.00ha 枝打ち 9.00ha
---	-------------------------

